

地域活動を資金面からサポートします。

東松島市では、市民の皆さんが積極的に様々な活動を行い、互いに助け合い、協力し合う「市民協働のまち」の実現を目指しています。その実現に向け、地域の課題解決に取り組み、資金面での支援を必要とする事業を募集いたします。

《申請できる事業》

東松島市民を対象とした、地域課題の解決を目指すまちづくり活動事業。活動分野や形式を問いませんが、一部の会員だけでなく広く市民が関わる点や、活動を長く自立して続けられるか、といった点を重視します。

事業期間は、令和3年6月1日から令和4年2月28日までです。

なお、次の事項該当する事業は対象外となります。

(1) 政治活動・宗教活動又は主に営利を目的（※）とした事業。

※売上金や利益を出資者で分配することを意味します。

イベント等での地場製品の販売やバザー等で売上収入があった場合でも、次回の活動資金として活用すれば「営利目的」にはあたりません。積極的に収入を得る手段を工夫することで、息の長い活動につながります。

(2) 国や市、民間基金などからの助成又は委託を受け、重複助成を制限されている事業

⇒本交付金は他の助成等と併用することはOKですが、制度によっては他の補助併用が制限されている場合がありますので予め確認してください。

《交付金申請条件》

(1) 公益的な活動を行う、構成員が5名以上で、規約を有する団体。

(2) 東松島市民がメリットを受けられる内容であれば、団体所在地の市内外を問いません。

(3) 東松島市市民公益活動団体への登録。

※蔵しっくパークにて登録できます。

(申請後の登録でも可)

2018 12/20 START! 東松島市市民公益活動団体登録制度が始まります!

市民が市民公益活動に参加しやすい環境を整え、登録した情報をもとに団体活動のステップアップを助けるため、東松島市市民公益活動団体登録制度の運用を平成30年12月20日から開始します。登録の手順は裏面のとおりとなります。

制度にかかる登録のメリット

- 団体情報をHP上で公開
- 市民からの問い合わせ対応
- 助成制度やイベント等の案内
- 団体の活動支援

蔵しっくパークの施設利用減免

市民がメリットを目的とせず、自分たちで行う活動で、多くの方に利用いただける活動を行います。

例えば...

- 防災
- まちづくり
- 防災・活動・福祉
- 男女共同参画
- 芸術鑑賞
- 趣味・健康
- スポーツ活動

19の分野で登録可能

【お問い合わせ】蔵しっくパーク
宮城県東松島市大字北浦29番地
TEL: 0225-84-2011 FAX: 0225-84-2015 E: fureai@kurappa.jp

《申請できない団体》

- (1) 本交付金を過去に5回以上交付されている団体（令和3年度から追加）
- (2) 地区自治会（「東松島市地区自治会設置規則」に基づくもの）
- (3) 地域自治組織（「東松島市まちづくり基本条例」に基づくもの）

ただし、申請できる団体と「協働」して事業を行う場合は申請可能です。
協働とは、担い手、物資、資金の面で互いに提供しあい、共通の目的に向かって事業を行うことです。

（事業例）

- ・子育て支援団体が自治会の協力を得て親子サロンを運営し、子育て世帯の孤立を防ぐ。
- ・スポーツ団体が自治会と協力し、介護予防の運動会をひらく。 など

《募集区分》

交付金区分	対象事業・ 団体区分	申請上限額	事業費に 対する交付率
地域まちづくり 交付金（一般提案）	この交付金を <u>受けたことがない</u> 事業または団体	20万円	対象経費の 10分の10以内 （ただし、審査結果 により減額になる ことがあります）
	この交付金を <u>受けたことがある</u> 事業または団体	<u>最大10万円</u> <u>（※）</u>	

※過去に本交付金を受けた回数によって上限額が変更になります。申請書を提出する前に必ず市担当者へ確認してください。

《対象となる経費》

- ①報償費等・・・講師や専門家への謝礼や交通費など
- ②需用費・・・印刷費、原材料費、消耗品購入費、燃料費など
- ③役務費・・・郵送料、保険料など
- ④使用料・・・会議室、機材等のレンタル料金など
- ⑤備品購入・・・設備・機器などの備品購入（交付金申請額の概ね4分の1の金額まで）
（例）交付金を20万円で申請する場合は、5万円まで
ただし、事業内容によって上限額は柔軟に対応しますので、事前にご相談ください。
- ⑥その他・・・事業の性質上必要と認められる経費（市担当者にご相談ください。）

《応募方法》

(1) 募集期間

令和3年4月5日（月）から5月7日（金）まで

(2) 提出書類

- ①まちづくり交付金申請書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③団体の規約
- ④総会資料等団体の概要が分かるもの
- ⑤プレゼンテーション用資料

いずれもA4サイズ片面印刷で、①～④については各1部、⑤については10部印刷の上、提出してください。

(3) 提出方法

上記書類を市民協働課へ直接ご持参ください。事前に持ち込み日時のご連絡いただくと、市担当者が窓口で書類の不足がないか確認を行わせていただきます。

[受付時間] 平日 9:00 から 17:00 まで

上記時間内での提出が難しい場合は、市担当者までご相談ください。

申請書提出前にもう一度チェックしてみましょう！

- 団体は5名以上で、規約を定めていますか？
- 申請様式1に「団体名」、「代表者名」の記載、「代表者の押印」がされていますか？
- 交付金申請額に誤りはありませんか？
- 審査によって申請金額から減額となった場合でも、減額分を自己資金で補うか計画縮小で対応できますか？
- 事業計画書（様式2）の歳入は、まちづくり交付金以外にも設定されていますか？（将来、団体が自立できるように参加費の設定等を行っていますか？）
- 事業計画書（様式2）の歳出《事業費》の誤りはありませんか？
- 事業計画書（様式2）の交付金経費の内訳に誤りはありませんか？

《手続き等の流れ》

(1) 相談受付

必須ではありませんが、特に初めて申請される団体は、申請書の書き方や対象経費について事前にご相談ください。



(2) 申請書提出 4月5日(月)から5月7日(金)まで



(3) 公開プレゼンテーション審査

場所：市役所南庁舎

日時：令和3年5月23日(日) 9:00から随時(予定)

※詳細については、市担当者から別途ご報告します。

※5分程度で事業のプレゼンテーションをしていただき、その後の質疑応答によって審査を行い、交付の可否を決定します

※プレゼンテーションの際に、資料の追加回覧はできません。資料は必ず申請書提出の際に併せてご提出ください。



(4) 結果通知

審査会后およそ1週間以内に申請者に書面で通知します。審査結果により、交付金が減額される場合もあります。(交付されない場合もあります)



(5) 交付金振込

請求書の提出からおおむね20日以内に指定口座へ振込みます。



(6) 実績報告書

事業完了後速やかに、**実績報告書**を提出していただきます。提出期限は令和4年3月4日(金)まで。

※報告会という形で実績報告の説明をしていただく場合もあります。

【プレゼンテーションについて】

審査の際は次の様なポイントが審査されます。計画書作成の際の参考にしてください。

- (1) 必要性・・・事業が地域で必要とされているか。地域課題の解決につながるか。
- (2) 協働性・・・多くの団体や市民が、それぞれの得意な分野で力を発揮し、協力して事業の運営に携わっているか。
- (3) 実現性・・・スケジュールや事務局体制に無理のない計画か。
- (4) 創意工夫・・・地域にこれまでなかった事業か。課題に応じて事業内容を工夫しているか。
- (5) 自走性・・・将来的に自立的な活動が期待できるか。

【受付・お問合せ】

〒981-0503 東松島市矢本字大溜 16-1 [大溜分庁舎]

市役所 市民協働課 協働推進係

TEL 82-1111(内線 3805、3804) / FAX 82-1391

Eメール kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp